

第2次淡路市行政改革大綱

(平成22年3月)

兵庫県淡路市

目 次

| | | |
|-----|----------------------|---|
| I | 大綱の見直しにあたって | |
| 1 | これまでの取り組み | 2 |
| 2 | 市行政を取り巻く環境 | 2 |
| II | 基本方針（策定の趣旨） | |
| 1 | 計画期間 | 3 |
| 2 | 方針 | 3 |
| 3 | 公表 | 3 |
| III | 重点取り組み事項 | |
| 1 | 組織（事務事業）の再編・整理・廃止・統合 | 4 |
| 2 | 民間委託の推進 | 4 |
| 3 | 地域協働の推進 | 4 |
| 4 | 定員適正化計画の推進 | 4 |
| 5 | 意識改革 | 4 |
| 6 | 説明責任 | 4 |
| IV | 数値目標 | |
| 1 | 財政効果額の目標 | 5 |
| 2 | 職員定数の削減目標 | 6 |

I 大綱の見直しにあたって

1 これまでの取り組み

本市は、平成18年5月、効率的で効果的な市の行政を構築するための指針として、『淡路市行政改革大綱』を、また、大綱に基づき具体的な取り組みを集中的に実施するための『淡路市集中改革プラン』を策定し、多様化する市民のニーズと変動する社会情勢への的確に対応するため、簡素で効率的な行政の確立に向けた改革を強力に進め、身の丈に合った持続可能な行政システムの構築を図ってきた。

しかし、国・県の改革は予測を上回るスピードで進められており、本市においては、早急にさらなる行財政改革の取り組みを策定し、財政の健全化を推進するため、昨年3月に、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間とした、全156項目の改革を掲げ職員の定員・給与の見直しなどにより、効果額の総額219億円を見込んだ「淡路市新行財政改革推進方策」を定め、昨年4月に公表し現在、粛々と推進を図っている。

これまでの行政改革等による効果額については、平成17年度から平成20年度までの4カ年で、歳入については、自主財源の確保等22項目で約16億8千1百万円、歳出では、定員・給与の見直し、事務事業の見直し等105項目により約46億6千8百万円の効果額となり、歳入、歳出を合わせ約63億4千9百万円の効果を、市民、議会、職員の協力を得て取り組んできたところである。

2 市行政を取り巻く環境

(1) 社会経済情勢の変化

本市を取り巻く環境は、経済の低迷による市財政への影響が続く中で、政権交代、国の進める三位一体の改革、地方分権、少子高齢化、高度情報化の進展、市民ニーズの高度・多様化などの進展に伴い、より新たな行政課題が提起されている。

このような状況下において、従来のような、行政が自らの資源を活用して、公共のサービスの多くを提供する手法から、行財政をより効率的、効果的に運営し、改めて「自助、共助、公助」の考え方を踏まえ、望ましい役割分担を明確にして、身の丈にあった健全な財政運営を推進する必要がある。

改革というものは、当然、痛みを伴うものであるが、次代を担う子供たちの将来のために、今の時代にできることをきっちりとやり、悔いを残さない健全な財政運営を確立することが、今に生きる私たちの責務である。市民、議会、職員とともに明るい未来の実現と、安全・安心な環境をまた、身の丈にあった健全な財政運営を確実に実現する。

(2) 財政状況

国においては、平成18年6月、北海道夕張市の財政再建団体への移行表明（平成19年3月に移行）などもあり、公営企業や第三セクターの負債等も含めた財政状況の明確化、財政再建団体に陥る前段階での是

正基準の設定等が明確にされ、平成19年6月に新しい地方公共団体の再生法制として「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布された。本市においても、平成19年度決算から健全化判断比率等の指標の公表が義務づけられた。

本市の平成20年度決算に基づく健全化判断比率は、将来負担比率が前年度の371.0%から319.80%と早期健全化判断比率の350.0%を下回り、実質公債費比率についても、3カ年平均で前年度24.0%から23.5%と早期健全化基準の25.0%を下回っているものの、危機的な財政状況の指標となっている。

(3) 今後の財政見通し

新政権下においては、「地域のことは、地域で決める」、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとの方針が出されており、また、地方交付税の財源不足額に対して臨時財政対策債を増発し、その元利償還金を交付税に算入するという手法は、交付税特別会計が財源不足スパイラルに陥っているものと判断せざるを得ない。

根本的な制度改革を行わなければ、交付税制度自体の崩壊が危惧される。

このような状況から、淡路市の財政見通しは、全くの先行き不透明の感がある。

国における交付税、補助制度等の制度改革の動きによっては、財政再建団体への転落の可能性も視野に入れて、自主財源の確保と徹底した歳出削減に努める必要がある。

II 基本方針（策定の趣旨）

1 計画期間

平成18年5月に策定した、淡路市行政改革大綱の期間を平成26年度までの5年間延長する。

平成22年度から平成26年度までの5カ年を財政の健全化を推進するため、「さらなる改革」に取り組む期間と位置づける。

2 方針

平成18年5月に策定した、淡路市行政改革大綱に掲げた、策定の趣旨、三つの基本目標（事務事業の見直し、市民と行政の協働、職員の意識改革）を基に推進を行う。

また、政権交代による国・県の制度改革、社会・経済情勢の変化などの本質を見極めながら、変化への対応を図り、財政運営状況及び計画の進捗を検証しながら、特に財政運営の基本方針を定めた「淡路市新行財政改革推進方策」の積極的な推進を図り、財政健全化法に規定する4指標の適正化を図り、財政の健全化に取り組む。

3 公表

行政改革大綱等に基づき策定された、淡路市新行財政推進方策の成果についてホームページや広報紙を通じて市民等に公表する。

Ⅲ 重点取り組み事項

1 組織（事務事業）の再編・整理・統合・廃止

政策目標に基づき、効果的かつ効率的に事務事業を処理し得る組織の確立を図るため、政策、施策、事務事業のまとまりに対応した部局、課・室とした組織再編を行う。

また、社会環境の変化、市民ニーズの迅速な対応の観点や、スピーディな意思決定、個々の職員への責任と権限が明確化され、意思形成過程が簡素化されたフラットな組織とし、市民から見ても責任、権限の所在がわかりやすい構造、職名とする。

2 民間委託の推進

行政運営の効率化や住民サービスの向上のために、行政責任の確保に留意しつつ、指定管理者制度の活用を図りながら、定型的業務などを含めた事務事業全般にわたり、委託の可能性を検証し、民間等への委託を推進する。

3 地域協働の推進

簡素で効率的な行政を実現するため、市民や地域団体などが取り組みを行おうとする公共的事業（サービス）を地域と協働により積極的に推進し、様々な市民のニーズに対応する。

4 定員適正化計画の推進

定員管理の適正化については、平成17年4月の合併時に710人いた職員を平成22年度までに、647人に削減する定員適正化計画を、平成18年2月に策定し、組織の見直しと事務事業の効率化を図り適正化に努めてきたところである。勸奨退職等により、計画を大きく上回る速さで職員数の削減が進む中、財政の健全化を推進するため、平成27年度に職員数を500人程度まで削減するとして定員適正化計画を平成20年度に定め、新行財政改革推進方策に組み入れた。

今後、組織・機構の再整備、事務事業の整理合理化、職員の適正配置、民間委託の推進、指定管理者制度の導入推進等を図りながら適正化の推進を図る。

5 意識改革

職員の意識改革は行政改革の重要な一つであるという認識のもと、「意識改革なくして改革の目標達成は困難である」ことを強く念頭におき、常にコスト意識を持ち、成果重視の行政経営のための目標管理制度、人事評価制度の確立に向けての取り組みなどを通じて、職員の意識改革を図る。

6 説明責任

情報開示は行政改革を進める上で重要であるが、単に開示にとどまらず、積極的に情報を発信し、住民等への説明責任を果たす。

Ⅳ 数値目標

1 財政効果額の目標

改革による財政効果額については、淡路市新行財政改革推進方策で平成20年度当初予算額を基準額とし、各年度の当初予算額との差額とした「年度別効果額」を目標とする。

改革による年度別財政効果額

(単位:千円)

| 取組項目 | | 年度別効果額 | | | | | 合計 |
|-----------|---------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| | | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | |
| 歳 出 | (1) 組織の見直し | 0 (0) |
| | (2) 定員・給与の見直し | 735,719 (735,719) | 800,023 (800,023) | 989,224 (989,224) | 1,119,149 (1,119,149) | 1,458,499 (1,458,499) | 5,102,614 (5,102,614) |
| | (3) 公の施設の見直し | 47,829 (47,829) | 57,058 (57,058) | 57,558 (57,558) | 82,662 (82,662) | 82,662 (82,662) | 327,769 (327,769) |
| | (4) 事務事業の見直し | 166,721 (192,565) | 212,823 (230,899) | 217,596 (233,500) | 218,570 (234,474) | 219,877 (235,781) | 1,035,587 (1,127,219) |
| | (5) 公営企業の見直し | 57,869 (57,869) | 66,346 (66,346) | 74,822 (74,822) | 87,454 (87,454) | 100,085 (100,085) | 386,576 (386,576) |
| | 小計 A | 1,008,138 (1,033,982) | 1,136,250 (1,154,326) | 1,339,200 (1,355,104) | 1,507,835 (1,523,739) | 1,861,123 (1,877,027) | 6,852,546 (6,944,178) |
| 歳 入 | (6) 自主財源の確保 | 137,000 (137,000) | 137,000 (137,000) | 140,000 (140,000) | 140,000 (140,000) | 140,000 (140,000) | 694,000 (694,000) |
| | 小計 B | 137,000 (137,000) | 137,000 (137,000) | 140,000 (140,000) | 140,000 (140,000) | 140,000 (140,000) | 694,000 (694,000) |
| 計 (A+B) C | | 1,145,138 (1,170,982) | 1,273,250 (1,291,326) | 1,479,200 (1,495,104) | 1,647,835 (1,663,739) | 2,001,123 (2,017,027) | 7,546,546 (7,638,178) |
| 投資的経費 D | | 361,000 (361,000) | 368,000 (368,000) | 353,000 (353,000) | 402,000 (402,000) | 388,000 (388,000) | 1,872,000 (1,872,000) |
| 合計 (C+D) | | 1,506,138 (1,531,982) | 1,641,250 (1,659,326) | 1,832,200 (1,848,104) | 2,049,835 (2,065,739) | 2,389,123 (2,405,027) | 9,418,546 (9,510,178) |

※ 効果額は事業費ベース、()は一般財源ベース

2 職員定数の削減目標

定員適正化計画の年次別進捗状況の概要

(単位：人)

| 項 目 | H17.4.1 (参 考) | H20.4.1 (参 考) | H21.4.1 (基準年) | H24.4.1 | H26 年度 |
|-------|------------------|------------------|------------------|---------|--------|
| 職 員 数 | 7 1 0 | 6 1 9 | 6 0 3 | 5 4 7 | 4 9 6 |